別添五十三5・5・2・中「、別添「前部上側端灯の技術基準」」を「、本則第46条第１項」に改め、同別添5・6・2・中「、別添「前部反射器の技術基準」」を「、本則第47条第１項」に改め、同別添5・7・2・中「、別添「側方灯の技術基準」」を「、本則第48条第１項」に改め、同別添5・7・5・中「、別添「側方反射器の技術基準」」を「、本則第48条第３項」に改め、同別添5・8・2・中「、別添63「番号灯の技術基準」」を「、本則第49条第１項」に改め、同別添5・9・2・中「、別添「尾灯の技術基準」」を「、本則第50条第１項」に改め、同別添5・9・3・1・中「、5.8.2.」を「、5.8.3.」に改め、同別添5・9・3・5・の次に次のように加える。

5.9.3.6.　尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（尾灯の照明部の上縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°の平面）並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面（尾灯が２個取り付けられている場合にあっては、尾灯の内側方向45°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面）により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

別添五十三5・10・2・中「、別添「後部霧灯の技術基準」」を「、本則第51条第１項」に改め、同別添5・11・2・中「、別添「駐車灯の技術基準」」を「、本則第52条第１項」に改め、同別添5・12・2・中「、別添「後部上側端灯の技術基準」」を「、本則第53条第１項」に改め、同別添5・13・2・中「、別添「後部反射器の技術基準」」を「、本則第54条第１項」に改め、同別添5・15・2・中「、別添「制動灯の技術基準」」を「、本則第56条第１項」に改め、同別添5・15・3・4・の次に次のように加える。

5.15.3.5.　制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（制動灯の照明部の上縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°の平面）並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面（制動灯が２個取り付けられている場合にあっては、制動灯の内側方向10°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面）により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

別添五十三5・16・2・中「、別添「補助制動灯の技術基準」」を「、本則第57条第１項」に改め、同別添5・17・2・中「、別添「後退灯の技術基準」」を「、本則第58条第１項」に改め、同別添5・18・2・を次のように改める。

5.18.2.　方向指示器は、本則第59条第１項の基準に適合するものでなければならない。

別添五十三5・18・3・3・中「、その照明部の中心において」を削り、「300㎜（光源が８Ｗ以上のものにあっては250㎜）」を「、その照明部の最内縁において240㎜」に、「150㎜」を「、その照明部の中心において150㎜」に、「又は尾灯」を削り、「場合」の下に「の前方に対して方向の指示を表示するためのもの」を加え、「、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の尾灯」を「方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁」に改める。

別添五十三5・18・3・6・の次に次のように加える。

5.18.3.7.　方向指示器の照明部は、方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方５°の平面）並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

別添五十六１・中「、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」に改め、同別添２・８・「、二輪自動車等」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車」に改め、同別添３・４・及び３・５・中「二輪自動車等」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車」に改める。

別添六十別紙４の２・及び別添六十一別紙４の２・中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

別添六十三１・中「、自動車（最高速度20㎞／h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）」に改め、同別添２・´２・１・´２・２・及び２・３・を削り、同別添３・を同別添２・とし、同別添４・を同別添３・とし、同別添４・１・中「3.の試験」を「2.の試験」に、「８ルクス（小形番号標用番号灯にあっては15ルクス）」を「15ルクス」に改め、同別添４・１・を同別添３・１・とし、同別添４・２・を同別添３・２・とし、同別添４・３・を同別添３・３・とし、同別添４・４・を同別添３・４・とし、同別添４・５・の図中「番号灯の種類ごとにそれぞれ」を削り、同別添４・５・の表を次のように改める。

A	B	a	b	c	厚さ
62.5	115	35	90	25	1.5

同別添４・５・を同別添３・５・とする。

別添六十四１・中「、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改め、同別添２・８・中「、二輪自動車等」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改め、同別添３・４・及び３・５・中「二輪自動車等」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改める。

別添六十八別紙４の２・中「同規則第６改訂版補足第４改訂版」を「同規則第６改訂版補足第５改訂版」に改める。

別添七十１・中「、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（以下「二輪自動車等」という。）」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改め、同別添２・８・中「、二輪自動車等」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改め、同別添３・３・及び３・４・中「二輪自動車等」を「カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車」に改める。

別添七十三１・を次のように改める。

1.　適用範囲等

この技術基準は、車両総重量が８ｔ以上又は最大積載量が５ｔ以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）の両側面の中央部に備える方向指示器に適用する。

別添七十三２・８・中「二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する自動車にあっては空車状態（原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水などの全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど運行に必要な装備をした状態をいう。）の自動車に運転者１名（55kg）が乗車した状態をいい、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する自動車以外の自動車にあっては」を削り、同別添２・10・及び３・１・を削り、同別添３・２・を同別添３・１・とし、同別添３・３・を同別添３・２・とし、同別添３・３・１・を同別添３・２・１・とし、同別添３・３・２・中「すべて」を「全て」に改め、同別添３・３・２・を同別添３・２・２・とし、同別添３・３・３・を同別添３・２・３・とし、同別添３・４・から６・までの規定並びに同別添別紙１及び別紙２を削り、同別添３・２・３・の次に次のように加える。

4.　試験手順

自動車製作者等が指定した試験電圧を方向指示器に供給して行うものとする。